

浜田市中小企業者等特別応援給付金

事業継続を支援するため給付金を交付します！

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受け、売上高が減少している浜田市内の中小企業者等に対し、事業者の下支え支援を目的に給付金を交付します。

☆国の持続化給付金、市の中小企業応援給付金を受給された方も対象となります。

給付対象者

浜田市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等で、以下の①～⑤のいずれかの条件を満たす事業者

2020年11月～2021年5月までのいずれかの月における売上高が、

- ① 対前年（又は前々年）同月の売上高と比較して20%以上減少している
- ② 当該月を含む直近3ヶ月間又は6ヶ月の平均売上高と比較して20%以上減少している
- ③ 2019年12月の売上高と比較して20%以上減少している
- ④ 2019年10月～12月の平均売上高と比較して20%以上減少している

【2019年以後に新規創業した場合】

2020年11月～2021年5月までのいずれかの月における売上高が、

- ⑤ 創業時に計画した売上計画と比較して20%以上減少している

中小企業者等とは・・・社会福祉法人、NPO法人など会社法での法人以外も含まれます。

給付額

	対象月の売上減少率	給付金（上限）
法人	20%以上 50%未満	40万円
	50%以上	60万円
個人	20%以上 50%未満	20万円
	50%以上	30万円

2019年の年間売上からの減少分^(注1)が給付額となります。

(注1)2019年の年間売上(事業収入)-(対象となる月の売上×12ヶ月)

申請期間

2021年3月18日(木)～2021年6月30日(水)

※郵送の場合、当日消印有効

申請方法

裏面の必要書類一式を郵送または、予約制の窓口にてご提出ください。

※予約せず窓口に来られた場合は、お待ちいただくことがあります。

→郵送：浜田市商工労働課（〒697-8501 浜田市殿町1番地）

→窓口：電話にて事前予約をお願いします。（連絡先は以下のとおり）

- ・市事業者支援相談窓口（0855-25-9155）
- ・金城支所産業建設課（0855-42-1233）
- ・旭支所産業建設課（0855-45-1437）
- ・弥栄支所産業建設課（0855-48-2112）
- ・三隅支所産業建設課（0855-32-2803）

給付額の計算例・必要書類などについては、裏面をご確認ください。

給付額の計算例

★給付額の計算式【持続化給付金と同様の算出方法】

$$\text{給付額(S)} = \text{2019年の年間事業収入(A)} - (\text{対象月の月間事業収入(B)} \times 12)$$

◎事例 ・・・対象期間

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
2019年	30万	15万	10万	20万	20万	20万	20万	20万	20万	20万	20万	35万	250万
2020年	30万	10万	10万	5万	5万	5万	20万	25万	30万	30万	10万	20万	200万
2021年	10万	9万	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

【給付額計算例】

	対象月	売上減少率	2019年年間事業収入(A)	対象月の月間事業収入(B)	算定額(A)-(B)×12	給付額(S)
〇〇株式会社	2020年11月	50%	250万円	10万円	130万円	60万円
NPO法人△△	2020年12月	42%	250万円	20万円	10万円	10万円
個人事業主	2021年2月	40% (注2)	250万円	9万円	142万円	20万円

(注2)：前年同月比較では10%減のため、前々年同月比較し40%減となる。

新規創業などで2019年の年間事業収入と比較できない場合は上記以外の計算方法がありますので、浜田市ホームページにてご確認ください。

【必要書類】

書類の名称	様式・提出物
申請書	・様式第1号（浜田市ホームページに掲載）
誓約書	・様式第2号（浜田市ホームページに掲載）
売上が確認できる書類 ※①、②、③ともに必要	①2020年11月～2021年5月までの間のいずれかの月の売上高が分かるもの (例) 試算表、損益計算書、勘定元帳、売上台帳などいずれかの写し ※相違がない旨の記載、代表者印をお願いします。 ②比較する月(①と同月の前年又は前々年)の売上高が確認できるもの ※2020年又は2019年の売上高等 (例) 法人の場合：法人事業概況説明書、個人の場合：確定申告書などの写し ③2019年の年間売上高が確認できるもの ※2019年の年間売上高 (例) 法人の場合：法人事業概況説明書、個人の場合：確定申告書などの写し
主たる事務所又は事業所の所在地、事業開始年月日等を確認できる書類の写し	・法人登記履歴事項全部証明書、確定申告書類、開業届 などいずれかの写し

【問い合わせ先】

市事業者支援相談窓口
浜田市商工労働課

【TEL】0855-25-9155（平日 8:30～17:00）
【TEL】0855-25-9501



浜田市 HP